

なかお事務所 ダイジェスト!

社会保険労務士事務所 なかお事務所報

9月号

○今月の特集
労働法の罰則

○今月の数字
<17.120%>

ごあいさつ

なかお事務所の代表をしております、
特定社会保険労務士の中尾です。



暑い日が続きます。
気温だけでなく、湿度も高い日は熱中症に気を付けなければなりませんね。
湿度が高い時には、冷房よりも除湿の方が、効率的な場合があるそうです。

熱中症予防を考えれば、28℃くらいでいいようです。
室温調節をこまめにして節電にも努めたいですね。



○ちよつと一服
さかなコーナー
黄肌鮪
「黒潮の潮流変化で」

顧問先さまには、このほかに「若者の使い捨て」問題と国の対応」などの特集を配信させていただいております。

今月の特集①：労働法の罰則

今度、労働基準監督署を舞台としたTVドラマ「ダンダリン」(日本テレビ)が放映されるそうです。

★労働基準監督署とは

労働基準監督署は、労働法を扱う役所で法令違反はないかチェックし、法令違反があった場合、**是正勧告**や**指導**を行い、会社の労務運営において法令順守を求める役目があります。

会社が法令違反を行っていて、労基署が是正勧告や指導をしたのに従わない場合やその法令違反が悪質だった場合などにおいては、**会社名の公表**や**法律違反で起訴**する権限を持っています。

★労働基準法の罰則規定

法律に根拠が無ければ、いくら労働基準監督官であっても起訴することはできません。

では、具体的に労働基準法に定められている罰則を見てみたいと思います。

が、細かいものを含めると書ききれないくらいいっぱいあるので、代表的なものを右下に挙げてみます。

★実際にあった事件

■賃金不払残業で書類送検

T労働基準監督署は、北海道労働局との合同捜査の上、珈琲喫茶店をチェーン展開している経営会社及び代表取締役らを労働基準法違反の容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

〈事件の概要〉平成22年6月16日から同23年4月15日までの間、労働者8名に対し、法定の労働時間である1日8時間又は1週44時間を超えた労働を行わせたにもかかわらず、当該時間外労働に対し、通常の賃金額から2割5分以上の率で計算した割増賃金約179万円を支払わなかった。

同署の是正指導に対し、同社は**是正期日までに是正しなかった**。

■法定の割増賃金不払で書類送検

A労働基準監督署は、水道工事業者と同社代表取締役を労働基準法違反容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

〈事件の概要〉平成21年3月1日から同年12月31日までの間、労働者4名に対し、1日8時間の法定労働時間を超える時間外労働時間を行わせた場合には、時間単価の25%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならないのに、**法定の割増率を下回る残業代しか支払っていなかった**。

同署の是正指導に対し、同社は**是正報告書を提出したが、その後も是正しなかった**。

是正勧告を受けて、そのままにしておく書類送検される可能性があります。指摘を受けたら相当の期間内に適正な対応をすることが重要です。

が、その前には是正勧告や指導を受けないようにしておくことが一番大事ですね。

★罰則＝大事なこと

法律に罰則が付いているということは、それだけ大事で守らなければならないとされているところです。

これを機会にもう一度法律に合っている運用をしているのか見直してはいかがでしょうか。

6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金

第3条	均等待遇
第4条	男女同一賃金の原則
第16条	賠償予定の禁止
第17条	前借金相殺の禁止
第20条	解雇予告
第22条	退職時等の証明
第32条	労働時間
第34条	休憩
第35条	休日
第37条	時間外・休日及び深夜の割増賃金
第39条	年次有給休暇
第65条	産前産後休業
第66条	妊産婦の時間外労働等
第67条	育児時間
第104条	監督機関に対する申告をした労働者に対しての不利益扱い等

30万円以下の罰金

第14条	契約期間等
第15条	労働条件の明示
第24条	賃金の支払
第26条	休業手当
第27条	出来高払の保障給
第32条	変形労働時間制の協定届等
第68条	生理日の就業が著しく困難な女性にたいする措置
第89条	就業規則作成及び届出の義務
第90条	就業規則作成時の労働者代表の意見聴取
第106条	法令等の周知義務
第107条	労働者名簿
第108条	賃金台帳
第109条	記録の保存

労働基準法第13章 罰則より抜粋

役所の調査などのご質問やご相談は、
当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

(C) 2013. なかお事務所 All Rights Reserved

今月の数字 <17.120%>

この数字は平成25年9月分(10月納付分)からの厚生年金保険料率です。(一般被保険者)
今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成25年9月分(同年10月納付分)から平成26年8月分(同年9月納付分)まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

◎一般の被保険者の場合 (会社負担分+個人負担分)
(現行) … 16.766%
(平成25年9月(10月納付分)～)… 17.120%となります。

※ 巻末に新しい厚生年金保険料額表を付けましたので、ご参照ください。

厚生年金保険料は等級別に設定されていますので、今回の改正で給与等の総額が25万円の人の個人負担分の厚生年金保険料は、21,796円から22,256円になります。

社会保険料は、春に健康保険料、秋に厚生年金保険料と年2回保険料が上がります。
また、給与からの天引きのタイミングは、翌月徴収なのか当月徴収なのかで異なりますので、注意が必要です。また、算定基礎届の反映もこのタイミングで行います。

ちなみに社会保険料の納付は、翌月納付の会社が多いと思います。(9月分の保険料を10月末日に納付。)この場合、10月の支給給与から変更した保険料を天引きをすることが多いです。

※社会保険料の給与天引きのタイミングに関する法的ルールはありません。
社会保険料変更のタイミングは、会社によりルールや方法が異なりますので、それに合わせて行ってください。

ちょっと一息さかなコーナー

ここ数年、釣り業界でありえない現象が起きています。
その中で、“キハダマグロが相模湾沿岸で釣れる”というものがあります。



沖合に生息しているはずのキハダマグロが、沿岸で釣れているのです。しかも安定的に釣れており、キハダマグロを狙う専門釣り船が出ているほどです。

また、沖縄などの南の海域に生息する魚も多く見られるということです。

これは、2005年以降の黒潮の潮流の変化(大蛇行)に原因があるようで、北海道では、夏なのにクロマグロが水揚げされたりもしています。

ちなみに、キハダマグロは、第二背びれと尻びれなどが鮮やかな黄色をしていて、胸ヒレが長く伸びているのが特徴です。最大で体長2メートル・体重200kgに達し、まれに3メートルにもなるものもあります。

キハダマグロは、淡く美しいピンク色の赤身で上品な味わいが特徴です。

マグロの漁獲規制が叫ばれる昨今。美味しいマグロはいつまで食べられるのでしょうか…。

編集後記

今年の暑さは尋常じゃないですね。
毛むくじらの犬のよもぎ君は、もっと大変です。

1日中クーラーの効いた部屋から出ようとしません。

まあ、毛皮を着ているようなものですから仕方ないですね。
なので電気代がハンパないです…。

でもカワイイ寝顔を見ていると、クーラーを消す訳にはいきませんね。

(平成25年9月号)



なかお事務所
特定社会保険労務士・行政書士
代表 中尾 宏昭

埼玉県志木市本町5-13-28
和智ビル603

メール: info@nakao-jimusho.com
H P : <http://nakao-jimusho.com>
T E L : 048-476-5753

平成25年9月分からの厚生年金保険料額表

(単位：円)

標準報酬			報酬月額	一般 (厚生年金基金加入員を除く)		坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)		
等級	月額	日額		全額 17.120%	折半額 8.56%	全額 17.440%	折半額 8.72%	
1	98,000	3,270	円以上	円未満	16,777.60	8,388.80	17,091.20	8,545.60
2	104,000	3,470	101,000	107,000	17,804.80	8,902.40	18,137.60	9,068.80
3	110,000	3,670	107,000	114,000	18,832.00	9,416.00	19,184.00	9,592.00
4	118,000	3,930	114,000	122,000	20,201.60	10,100.80	20,579.20	10,289.60
5	126,000	4,200	122,000	130,000	21,571.20	10,785.60	21,974.40	10,987.20
6	134,000	4,470	130,000	138,000	22,940.80	11,470.40	23,369.60	11,684.80
7	142,000	4,730	138,000	146,000	24,310.40	12,155.20	24,764.80	12,382.40
8	150,000	5,000	146,000	155,000	25,680.00	12,840.00	26,160.00	13,080.00
9	160,000	5,330	155,000	165,000	27,392.00	13,696.00	27,904.00	13,952.00
10	170,000	5,670	165,000	175,000	29,104.00	14,552.00	29,648.00	14,824.00
11	180,000	6,000	175,000	185,000	30,816.00	15,408.00	31,392.00	15,696.00
12	190,000	6,330	185,000	195,000	32,528.00	16,264.00	33,136.00	16,568.00
13	200,000	6,670	195,000	210,000	34,240.00	17,120.00	34,880.00	17,440.00
14	220,000	7,330	210,000	230,000	37,664.00	18,832.00	38,368.00	19,184.00
15	240,000	8,000	230,000	250,000	41,088.00	20,544.00	41,856.00	20,928.00
16	260,000	8,670	250,000	270,000	44,512.00	22,256.00	45,344.00	22,672.00
17	280,000	9,330	270,000	290,000	47,936.00	23,968.00	48,832.00	24,416.00
18	300,000	10,000	290,000	310,000	51,360.00	25,680.00	52,320.00	26,160.00
19	320,000	10,670	310,000	330,000	54,784.00	27,392.00	55,808.00	27,904.00
20	340,000	11,330	330,000	350,000	58,208.00	29,104.00	59,296.00	29,648.00
21	360,000	12,000	350,000	370,000	61,632.00	30,816.00	62,784.00	31,392.00
22	380,000	12,670	370,000	395,000	65,056.00	32,528.00	66,272.00	33,136.00
23	410,000	13,670	395,000	425,000	70,192.00	35,096.00	71,504.00	35,752.00
24	440,000	14,670	425,000	455,000	75,328.00	37,664.00	76,736.00	38,368.00
25	470,000	15,670	455,000	485,000	80,464.00	40,232.00	81,968.00	40,984.00
26	500,000	16,670	485,000	515,000	85,600.00	42,800.00	87,200.00	43,600.00
27	530,000	17,670	515,000	545,000	90,736.00	45,368.00	92,432.00	46,216.00
28	560,000	18,670	545,000	575,000	95,872.00	47,936.00	97,664.00	48,832.00
29	590,000	19,670	575,000	605,000	101,008.00	50,504.00	102,896.00	51,448.00
30	620,000	20,670	605,000		106,144.00	53,072.00	108,128.00	54,064.00

厚生年金保険料率（平成25年9月1日～平成26年8月31日 適用）

一般の被保険者等 ... 17.120% （厚生年金基金加入員 ... 12.120%～14.720%）

坑内員・船員の被保険者 ... 17.440% （厚生年金基金加入員 ... 12.440%～15.040%）

児童手当拠出金率 ... 0.15%

児童手当拠出金については事業主が全額負担することとなります。

被保険者負担分（厚生年金保険料額表の折半額）に円未満の端数がある場合

事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合には切り捨て、50銭以上の場合には切り上げて1円となります。

（注） 、にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、その合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1か月あたり150万円が上限となります。

児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当等の支給に要する費用の一部として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率（0.15%）を乗じて得た額の総額となります。

全国健康保険協会管掌健康保険の都道府県別の保険料率については、全国健康保険協会の各都道府県支部にお問い合わせください。また、全国健康保険協会管掌健康保険の保険料率及び保険料額表は、全国健康保険協会から示されております。
(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/h25/1992-119695>)

健康保険組合における保険料額等については、加入する健康保険組合へお問い合わせください。